

## 令和6年度「高校生のための消費生活講演会」開催要領

### 1 趣旨

滋賀県内の消費生活相談窓口には、高校生からの消費者トラブルに関する相談が多数寄せられています。その多くは、スマートフォンやインターネットに関するものであり、こうしたトラブルを防止するための対策が必要です。特に18歳を迎えた高校生は未成年者取消権がなくなるため、消費者としては主体的に判断し、責任をもって行動できる力を身につける必要があります。

こうしたことから、滋賀県消費生活センター（以下「センター」といいます。）では、滋賀弁護士会との共催により、県内消費生活相談窓口との連携のもと、高校生に対する消費者教育の場として「高校生のための消費生活講演会」を開催します。

### 2 対象

滋賀県内の高等学校および特別支援学校高等部（以下「学校」といいます。）の生徒および保護者とします。

### 3 内容

標準的な内容は次のとおりとします。ただし、学校において希望がある場合は、可能な限り対応します。

#### (1) テーマ

高校生や若者に多い消費者トラブルの事例と対処法

#### (2) 講師

消費生活相談員、消費者教育支援員、センター職員、弁護士

#### (3) 時間

50分程度（弁護士を希望する場合は60分～90分程度）

※ ビデオ上映や寸劇（センター提供の台本により、教師、生徒に演じていただくもの）を組み込むことも可能です。

### 4 開催条件

#### (1) 開催日

平日を原則とし、講座開始時間は午前10時頃から、講座終了時間は午後3時頃までに  
なるように設定してください。

※定時制課程など教育環境によって、ご相談に応じます。

#### (2) 場所

原則、主催者で準備いただいた会場となります。オンライン配信による実施も可能です。

### 5 経費

講師の派遣に関する経費については、センターが負担します。

会場設営に関する経費については、学校の負担となります。

### 6 申込み方法

別紙「開催申込書」により、開催希望日の40日前（弁護士派遣の場合は2か月前）までにセンターに提出してください。

### 7 申込み、問い合わせ先

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1

TEL：0749-27-2234 FAX：0749-23-9030、メール：[cd30@pref.shiga.lg.jp](mailto:cd30@pref.shiga.lg.jp)

# 「高校生のための消費生活講演会」開催申込書

年 月 日

(あて先)

滋賀県消費生活センター所長

「高校生のための消費生活講演会」の開催を申し込みます。

学 校 名			
所 在 地	(〒 - )		
先 続	担 当 者		
	電 話 番 号	F A X 番 号	
	電 子 メ ー ル		
	連 絡 方 法	電話 (連絡可能な時間: ) F A X ・ メ ー ル	
希 望 日 時	第 1 希 望	年 月 日 ( )	時 分 ~ 時 分
	第 2 希 望	年 月 日 ( )	時 分 ~ 時 分
会 場	(校内の場合は教室名、校外の場合は名称と所在地を記入してください。)		
弁 護 士 派 遣	( ) 希望する ( ) 希望しない どちらかに「○」を付けてください		
受 講 者	人	学 年	年 生
【内容について御希望がありましたら記入してください。】			

【提出先】滋賀県消費生活センター

FAX : 0749-23-9030

メール : cd30@pref.shiga.lg.jp